平成二年運輸省告示第百七十九号
最終改正　平成三十一年国土交通省告示第三百二十号

標準貨物自動車利用運送約款

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　利用運送業務等
　第一節　利用運送の受付（第三条―第十五条）
　第二節　積付け、積込み又は取卸し（第十六条）
　第三節　貨物の受取及び引渡し（第十七条―第二十四条）
　第四節　指図（第二十五条・第二十六条）
　第五節　事故（第二十七条・第二十八条）
　第六節　運賃及び料金（第二十九条―第三十五条）
　第七節　責任（第三十六条―第四十条）
第三章　附帯業務等（第四十一条―第四十三条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、貨物自動車運送事業者が行う貨物の運送に係る第二種貨物利用運送事業（貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第七項に定める事業をいう。）を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

（適用範囲）

第二条　当店の運びする貨物利用運送事業については、この約款によるものとします。

2　事項については、法令又は一般の慣習によります。

3　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に定めない範囲で、特約の申込みにじることがあります。

第二章　利用運送業務等

第一節　利用運送の引受け

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示します。

（利用運送の制限）

第四条　当店は、利用運送の申込みを受けた順序により、貨物の利用運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物を運送する場合その他当店事由がある場合は、この限りではありません。

（引渡期間）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送期間　貨物を受け取った日を含む一日

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百五十キロメートルごとき一日。ただし、一日未満の端数は、一日とします。

三　集荷配達期間　集荷及び配達をする場合にあっては、一日

2　前項の規定による引渡期間の満了後、貨物の引渡しがうことができないときは、これを通知します。

（貨物の種類及び性質の確認）

第六条　当店は、貨物の利用運送の申込みをうけたときは、貨物の種類及び性質を確認することを申込者に求めることがあります。

2　当店は、前項の規定により、貨物の種類及び性質について申込者の説明をうけたことに疑いがあるときは、その立会いの上で、これを点検することがあります。

3　申込者の説明をうけて、その立会いの上で、これを点検することがあります。

4　当店は、第一項の規定により、貨物の種類及び性質を申込者の通知したところと異なるときは、ただちに当該貨物の運送を拒絶します。

（引受拒絶）

第七条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、利用運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当該利用運送の申込みが、この約款によらないものであるとき。

二　申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は第三項の規定による点検の同意を与えないとき。

三　運送に適する設備を有する貨物自動車運送事業者を確保できないとき。

四　当該利用運送に関し、申込者から特別の負担をあらかじめ求められたとき。

五　当該利用運送が、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（送り状等）

第八条　荷送人は、当店の請求があったときは、次の事項を記載した送り状、一口ごとに交付しなければなりません。

一　貨物の品名、品質及び重量又は容積並びに荷造りの種類及び個数

二　発着先及び配達先又は発送地及び到着地（国境、アパートその他同一建物複数貨物にあっては、その名称及び複数当該貨物を含む。）

三　運送の段階別

四　運賃、料金（第三十一条の二に規定する概算額及び第三十一条の三に規定する割増運賃を含む。）並びに第十九条第一項に規定する前納業務料金をいう。）、特殊サービス、有料道路利用料、立替金その他の費用（次条一項に規定する運賃、料金等」という。）の額その他これらの支払に関する事項

五　荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所又は電話番号

六　危険品については、貨物の種類及び品類

七　貨物の梱包又は記号を付するときは、その旨

八　第四十九条第一項に規定する前納業務料金を定めるときは、その旨

十　運送装置に付するときは、その旨

十一　その他この貨物の運送に関し必要な事項

2　荷送人は、送り状の交付に代えて、当店の承諾を得て、送り状に記載すべき事項を電磁的方法により当店に通知することができます。この場合において、送り状を交付したものとみなします。

3　荷送人は、当店が第一項の送り状の交付を請求しないときは、当店に対し、その旨を告げて送り状の交付を請求しないことができます。この場合において、当該荷送人は、第一項の送り状に記載すべき事項を通知しなければなりません。

（危険品及び貴重品）

第九条　この約款において危険品とは、次に掲げるものをいいます。

一　貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、商業その他有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タンタル、ニオブ、ネプツニウム、金属、鉛、蒸気その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及びその製品

二　美術品及び骨董品

三　容器及び荷造り方法の価格が一万円を超える貨物（動物を含む。）

2　前項第三号のキログラム当たりの価格は、荷送人と、これを定めます。

3　この約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

（運送の依頼関係不明の場合）

第十条　当店は、荷送人が利用運送の申込みをするとき、運送の依頼関係その他その貨物の運送に関しその必要な事項を明示しないときは、荷送人に対して直ちに利用運送の申込みを拒絶することがあります。

（荷造り）

第十一条　荷送人は、貨物の性質、重量、容積、運送距離及び運送の難易別等に応じ、運送に耐えるように荷造りをしなければなりません。

2　当店は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求し、荷送人はその要求に応じなければなりません。

3　当店は、荷送人が十分でない貨物であっても、他の貨物に対し損害を与えないと認め、かつ、荷送人から書面により荷造りの省略を申込まれたときは、その利用運送を引き受けることがあります。

（外装表示等）

第十二条　荷送人は、貨物の外装に次の事項を見やすいように表示しなければなりません。ただし、当店が必要がないと認めた事項については、この限りでありません。

一　荷送人及び荷受人の氏名又は住所又は住所

二　品名

三　個数

四　その他貨物の取扱いに必要な事項

2　荷送人は、当店が認めたときは、前項各号に掲げる事項を記載した荷札をもって前項の外装表示に代えることができます。

（運賃等の運受）

第十三条　当店は、運賃その他貨物を運送するため受けたとき、荷送人又は荷受人に対して次に掲げることを請求することがあります。

一　当店において、運賃、料金又は立替金を支払うべき者

二　当該貨物の運送について、付加入を支払うこと。

（危険品の運受）

第十四条　荷送人は、爆発、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物については、あらかじめ、その旨を当店に通知するとともに、その品名、性質その他当該貨物の安全な運送に必要な事項を送り状に記載し、かつ、これらの事項を当該貨物の外装の見やすい箇所に明示しなければなりません。

（代金引換運送）

第十五条　当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受けた貨物の運送を他の運送業務による運送を利用して引き受けることがあります。

2　前項の場合において、運送上の責任は、この約款により当店が負います。

第二節　積付け、積込み又は取卸し

（積付け、積込み又は取卸し）

第十六条　貨物の積付けは、当店の責任において行います。

2　当店は、貨物の積込み又は取卸しを引き受けたときは、当店の責任において、これを行います。

3　シール、ロープ、覆布、杭、べん物その他の荷作用品は、通常貨物自動車運送事業者が通常そいうものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第三節　貨物の受取及び引渡し

（受取及び引渡しの場所）

第十七条　当店は、送り状に記載され、又は通知された発着先又は発送地において荷送人又は荷受人又は荷送人の指定する者から貨物を受け取り、送り状に記載され、又は通知された配達先又は到着地において荷受人又は荷受人の指定する者に貨物を引き渡します。

（荷送人に対する引渡し）

第十八条　当店は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる者に対する貨物の引渡しをもって荷受人に対する引渡しをしたとします。

一　荷受人から引渡先における同居者、受雇者又はこれに準ずる者

二　転運、寄宿舎、旅館等引渡先の場合には、その管理者又はこれに準ずる者

（留置場所の行使）

第十九条　当店は、貨物に関し受け取るべき運賃、料金等又は立替金等の支払を受けるまでは、当該貨物の引渡しをしません。

2　貨物の引渡しをしません。

3　商人である荷送人が、その営業のために店舗確保した運送契約について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の種類）

第二十条　当店は、荷受人が運知することができない場合には、荷送人の指図により、当該貨物の運送の中止又は当店の定めた期間内に荷受人の変更又は指図の変更をすることがあります。

2　荷送人は、運送の途中において、荷受人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分又は荷受人の変更の指図をすることができます。

3　前項の規定による指図には、前条の規定を準用します。

（危険品の処分）

第二十一条　当店は、第十四条の規定による通知及び明示をしなかった場合、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその貨物の全部又は一部を廃棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。同条の規定による通知及び明示をした場合において、当該貨物が他に損害を及ぼすおそれを生じたときも、同様とします。

2　前項の規定による処分をしたときは、運賃、料金及び立替金の全額を荷送人に請求します。

3　第一項の規定による処分をしたときは、運送状、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（引渡不要の貨物の通知）

第二十二条　当店は、荷受人に通知することができない場合又は第二十一条第一項の場合には、その貨物を保管業者に寄託することがあります。

2　当店は、前項の規定により貨物を寄託したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

3　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をした場合において、当該貨物について保管料、運賃、料金及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで当該貨物の引渡しをしません。

4　当店は、第一項の規定により貨物の寄託をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。

（引渡不要の貨物の競売）

第二十三条　当店は、第二十一条第一項の規定により荷送人に対し指示をした場合において、荷送人が指図をしないときは、その貨物を競売することがあります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、損傷その他の事由により、その貨物の価値が著しく減少するおそれがあるときは、裁判所の許可を得て、前項の競売をすることがあります。

3　当店は、第一項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対し通知します。

4　当店は、第一項の規定により貨物の競売をしたときは、その代価をもって運賃、料金等及び競売に要した費用に充当します。この場合において、なお不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に交付します。

（引渡不要の貨物の任意売却）

第二十四条　当店は、荷受人に通知することができない場合又は第二十一条第一項の場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであって前条第二項の規定による競売によっては公正な価格を得ることができないとき、又はその貨物の保管に不相当な費用を要するときは、その手続を経ることなく、公正な価格で売却することができます。

2　前項の規定による売却には、前条第三項及び第四項の規定を準用します。

第四節　指図

（貨物の処分権）

第二十五条　荷送人は、当店に対して、貨物の運送の中止、返還、運送先の変更その他の貨物につき指図をすることができます。

2　前項に規定する貨物の処分権は、貨物が到着地に到着した場合において、荷受人が貨物の引渡又はその貨物の全部の滅失若しくは損傷により損害賠償の請求をしたときは、行使することができません。

3　第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。

（指図に応じない場合）

第二十六条　当店は、運送上支障があるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2　前項の規定により、指図に応じなかったときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。

第五節　事故

（事故の際の措置）

第二十七条　当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分について指図を求めます。

一　貨物の全部又は一部が滅失、損傷その他の事由により、運送の継続ができないとき。

二　運送の途中において、荷送人の指図によることが適当でないと認められるとき。

三　相当の期間内に当該運送を再開することができないとき。

2　当店は、前項後段の場合において、指図をすべきものがないとき又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の承諾を得て、当該貨物の運送の中止又は運送契約の解除をすることがあります。

3　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の種類）

第二十八条　当店は、荷受人が運知することができない場合には、荷送人の指図により、当該貨物の運送の中止又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の承諾を得て、当該貨物の運送の中止又は運送契約の解除をすることがあります。

2　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

3　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の種類）

第二十九条　当店は、荷送人が運知することができない場合には、荷送人の指図により、当該貨物の運送の中止又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の承諾を得て、当該貨物の運送の中止又は運送契約の解除をすることがあります。

2　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

3　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の種類）

第三十条　当店は、荷送人が運知することができない場合には、荷送人の指図により、当該貨物の運送の中止又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の承諾を得て、当該貨物の運送の中止又は運送契約の解除をすることがあります。

2　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

3　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の種類）

第三十一条　当店は、荷送人が運知することができない場合には、荷送人の指図により、当該貨物の運送の中止又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の承諾を得て、当該貨物の運送の中止又は運送契約の解除をすることがあります。

2　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

3　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の種類）

第三十二条　当店は、荷送人が運知することができない場合には、荷送人の指図により、当該貨物の運送の中止又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の承諾を得て、当該貨物の運送の中止又は運送契約の解除をすることがあります。

2　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

3　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の種類）

第三十三条　当店は、荷送人が運知することができない場合には、荷送人の指図により、当該貨物の運送の中止又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の承諾を得て、当該貨物の運送の中止又は運送契約の解除をすることがあります。

2　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

3　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の種類）

第三十四条　当店は、荷送人が運知することができない場合には、荷送人の指図により、当該貨物の運送の中止又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の承諾を得て、当該貨物の運送の中止又は運送契約の解除をすることがあります。

2　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

3　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の種類）

第三十五条　当店は、荷送人が運知することができない場合には、荷送人の指図により、当該貨物の運送の中止又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の承諾を得て、当該貨物の運送の中止又は運送契約の解除をすることがあります。

2　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

3　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の種類）

第三十六条　当店は、荷送人が運知することができない場合には、荷送人の指図により、当該貨物の運送の中止又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の承諾を得て、当該貨物の運送の中止又は運送契約の解除をすることがあります。

2　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

3　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の種類）

第三十七条　当店は、荷送人が運知することができない場合には、荷送人の指図により、当該貨物の運送の中止又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の承諾を得て、当該貨物の運送の中止又は運送契約の解除をすることがあります。

2　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

3　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の種類）

第三十八条　当店は、荷送人が運知することができない場合には、荷送人の指図により、当該貨物の運送の中止又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の承諾を得て、当該貨物の運送の中止又は運送契約の解除をすることがあります。

2　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

3　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の種類）

第三十九条　当店は、荷送人が運知することができない場合には、荷送人の指図により、当該貨物の運送の中止又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の承諾を得て、当該貨物の運送の中止又は運送契約の解除をすることがあります。

2　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

3　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（指図の種類）

第四十条　当店は、荷送人が運知することができない場合には、荷送人の指図により、当該貨物の運送の中止又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の承諾を得て、当該貨物の運送の中止又は運送契約の解除をすることがあります。

2　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

3　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

第四節　指図

（貨物の処分権）

第二十五条　荷送人は、当店に対して、貨物の運送の中止、返還、運送先の変更その他の貨物につき指図をすることができます。

2　前項に規定する貨物の処分権は、貨物が到着地に到着した場合において、荷受人が貨物の引渡又はその貨物の全部の滅失若しくは損傷により損害賠償の請求をしたときは、行使することができません。

3　第一項の指図をする場合において、当店が要求したときは、指図書を提出しなければなりません。

（指図に応じない場合）

第二十六条　当店は、運送上支障があるおそれがあると認める場合には、前条第一項の規定による指図に応じないことがあります。

2　前項の規定により、指図に応じなかったときは、遅滞なく、その旨を荷送人に対して通知します。

第五節　事故

（事故の際の措置）

第二十七条　当店は、次の場合には、遅滞なく、荷送人に対し、相当の期間を定め、その貨物の処分について指図を求めます。

一　貨物の全部又は一部が滅失、損傷その他の事由により、運送の継続ができないとき。

二　運送の途中において、荷送人の指図によることが適当でないと認められるとき。

三　相当の期間内に当該運送を再開することができないとき。

2　当店は、前項後段の場合において、指図をすべきものがないとき又は当店の定めた期間内に前項の指図がないときは、荷送人の承諾を得て、当該貨物の運送の中止又は運送契約の解除をすることがあります。

3　前項の規定により運送を中止したときは、当該貨物について、運賃、料金等を所定期日までに支払わなかったときは、当店は、その代金を受けるまで、当該荷送人との運送契約によって当店が占有する荷送人所有の貨物の引渡しをしないことがあります。

（危険品の処分）

第二十八条　当店は、第十四条の規定による通知及び明示をしなかった場合、発火その他運送上の危険を生ずるおそれのある貨物について、必要に応じ、いつでもその貨物の全部又は一部を廃棄その他運送上の危険を除去するための処分をすることができます。

2　前項の規定による処分をしたときは、運賃、料金及び立替金の全額を荷送人に請求します。

3　第一項の規定による処分をしたときは、運送状、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

（事故発生の通知）

第二十九条　当店は、貨物の全部又は一部が滅失、損傷その他の事由により、運送の継続ができないとき又は延着したときは、荷送人又は荷受人に対し、その旨を通知します。

2　前項の場合において、荷送人又は荷受人が相当の期間内に貨物の処分又は引渡しの指図をしないときは、当店は、その貨物を保管業者に寄託することがあります。

3　前項の規定により貨物を寄託したときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対して通知します。

4　当店は、第二項の規定により貨物の寄託をしたときは、運賃、料金及び寄託に要した費用の弁済を受けるまで当該貨物の引渡しをしません。

（引渡不要の貨物の競売）

第三十条　当店は、荷受人に通知することができない場合又は第二十一条第一項の場合には、その貨物を競売することがあります。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、損傷その他の事由により、その貨物の価値が著しく減少するおそれがあるときは、裁判所の許可を得て、前項の競売をすることがあります。

3　当店は、第一項の規定により貨物の競売をしたときは、遅滞なく、その旨を荷送人又は荷受人に対し通知します。

4　当店は、第一項の規定により貨物の競売をしたときは、その代価をもって運賃、料金等及び競売に要した費用に充当します。この場合において、なお不足があるときは、荷送人にその支払を請求し、余剰があるときは、これを荷送人に交付します。

（引渡不要の貨物の任意売却）

第三十一条　当店は、荷受人に通知することができない場合又は第二十一条第一項の場合において、その貨物が腐敗又は変質しやすいものであって前条第二項の規定による競売によっては公正な価格を得ることができないとき、又はその貨物の保管に不相当な費用を要するときは、その手続を経ることなく、公正な価格で売却することができます。

2　前項の規定による売却には、前条第三項及び第四項の規定を準用します